

<b>Title</b>	巻頭言 毒樹の果実理論
<b>Author(s)</b>	阿久戸, 光晴
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所紀要, No.38, 2007.3 : 3-5
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4036">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4036</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

## 巻頭言 毒樹の果実理論

聖学院大学総合研究所副所長  
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

目的は手段を正当化するのか？ あるいは本質に比し、手続きは重要性において劣るか？

アメリカ合衆国のドラマなどで、警察官・捜査官が容疑者を逮捕する時に「あなたには自分に不利なことを黙秘する権利があり、弁護士に相談する権利がある」ことを告げるシーンが常に出てくる。これはミランダ・ルールと呼ばれる。一九六三年アリゾナ州フェニックスで婦女暴行と誘拐の容疑で逮捕されたエルネスト・ミランダ氏が、前述の権利のあることを知らされず、厳しい追及の末自白し自供調書にも署名したが、法廷でそれは捜査官の暴力的誘導に基づくことを氏の弁護士が主張し本人もその旨を告白した。一九六六年合衆国連邦最高裁はその主張を認め、そうした違法でアンフェアな捜査手続きに基づく証拠は一切採用されるべきでないことを宣言した。これをミランダ・ルールと言ひ、以降アメリカ捜査当局の遵守すべき規則また倫理となつている。当初はこうした違法捜査ではかえつて真犯人を取り逃がすことになることをその理由に挙げる論者も多かったと言われるが、むしろ今日人権は国家権力を凌駕する、また国家は憲法下で私人以上に法を厳守し、常にフェアであるべき

であるとの倫理を根拠にあげることが一般見解である。ピューリタニズムの倫理の面目躍如たるところであろう。正にこうした弁護人選任権告知義務を怠った場合の証拠排除は、民主主義国家の成熟度の指標である。いわんや官憲の拷問や盗聴、捜査官の偽計によって得られた自白は当然排除されることになっている。違法収集証拠排除の原則、と呼ばれる。

ところで問題は、こうした違法な捜査や被疑者追及によって、間接的に得られた証拠能力はどう扱われるべきかである。たとえば捜査官の拷問によって特定の場所に行つた際にそこで発見された重要な証拠の能力の問題である。こうした証拠も排除されるべきであるというのが、「毒樹の果実理論」である。アメリカ合衆国では一九二〇年以来連邦最高裁で確立された。捜査当局は、犯人検挙という秩序回復の目的から通常的手段を超えてアンフェアにして暴力的な行動に出がちである。こうした場合、先般も日本で発生した冤罪など重大な人権侵害が起こる恐れが出てくる。違法な手段を「毒の樹」と呼ぶとすれば、そこから得られた間接証拠を「毒樹の果実」と呼ぶ。毒樹とともに、その樹木の果実もまた徹底的に排除するの でなければ、国家による人権侵害は排除できない。国家の行動手段に人権保護の成否がかかっているとすれば、国家の目的は手段を決して正当化しない。手段という手続きのフェアネスにおいてこそ、目的の本質が正体を現すのである。

ところが近年テロリズムとの戦いにおいて、アメリカ当局は再び種々の大変危険な瀬戸際の捜査を行つていると言われている。テロ抑止という国家目的のためならば、手段や手続きは正当化されるのであろうか。これは正当防衛論で正当化できるのか。正当防衛には種々の嚴重な要件がある。緊急性、一過性、手段の抑止性や適正性などである。いずれにせよ、こうしたやり方でテロリズムが有効に根絶できるか否かはともかく、ピューリタン国家、アメリカの倫理的力の真価が問われている。

しかしより深刻なのは日本である。昨年一二月、教育基本法が多くの識者をはじめとする市民の懸念や反対を押し切る形で国会で「改訂」された。問題はその成立手続きである。教育問題をめぐるタウンミーティングという市民デモクラシーの本来の草の根的合意形成の場において、不当な金銭が配られ、そこは政府の意向を受けた合意形成がなされる場と化した。こうした少なくともアンフェアにして違法な手続きでイメージ的世論形成が積み重ねられ、しかも十分な審議時間のないままに国会で強行採決された「改訂」法とはいったい何であろうか？ タウンミーティングと「改訂」法成立に直接の関係がないとの反論があつたとしても、「毒樹の果実理論」によれば、間接的連関は否めず、教育基本法という青少年の人格的成長に重要な規範法となる法の「改訂」手続きに、初めから毒が入つたと批判されても仕方ないであろう。

国家・社会という共同体の形成は、まとめる力への構成員の信頼にかかっている。信頼の成否は、政策目的の内容だけではない。手続きにおいて現れるフェアネスへの信頼なのである。世界共同体においても、諸外国がある国家を信頼に値するか否かを判断するのは、その政策主張ではない。主張における虚偽、禁反言違反（一度言ったことを覆す）、自国にも当てはめて発言しているかなど、手続きや手段における対応において現れるフェアネスの度合いを見ているのである。